

医療安全対策委員会で承認された治療法について

当院では、国内で承認された医薬品、医療材料を、添付文書に示された使用方法と異なる方法で使用する場合に、その適切性、安全性等を「医療安全対策委員会」にて審査します。審査の結果に基づき、下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方に事前に同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することとしております。本診療について同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	保険適用外の高濃度による注射用カリウム（KCL 注）の使用
対象者	集中治療、透析において低カリウム血症を呈した患者
承認日	2024年5月27日
対象期間	承認後からマニュアル内容の見直しの必要性が生じるまで
概要	低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に注射用製剤が使用されますが、注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L以下に希釈し、20mEq/hrを超えない速度で投与し、1日投与量が100mEqを超えないことと規定されています。しかし、全身管理を行う重症患者などでは、心不全にいたるリスクから輸液量の制限を要し、承認されている濃度よりも高濃度で投与する場合があります。そこで、当院ではすみやかにカリウム値を補正する必要性が生じた際には、添付文書の記載を超える、①濃度、②速度、③投与量の使用を認めています。
予測される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがありますが、異常が確認された場合は、速やかに減量や中止を行います。低カリウム血症が改善された場合は、高濃度注射液カリウム製剤の使用は終了します。尚、高濃度で使用する場合は、以下の事項を遵守すると定めています。 <ul style="list-style-type: none">・ポンプを用いて、中心静脈カテーテルより投与する・必ず心電図モニターを装着し、観察を行う・状態に応じて適切に血清カリウム値を確認する
問い合わせ先	姫路聖マリア病院 各診療科 電話 079-265-5111（代表）